

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会

遺伝性腫瘍専門医制度「遺伝性腫瘍研修施設」に関して

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会は腫瘍学と遺伝学に精通し、遺伝性腫瘍に関する適切な医療を推進できる優秀な人材の養成、遺伝性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上、以って国民の福祉への貢献を目的に、遺伝性(旧称 家族性)腫瘍研修施設を認定する。

遺伝性腫瘍専門医制度小委員会(以下、制度小委員会)では、本専門医制度の開始に際して下記の通り遺伝性腫瘍研修施設の申請を受け付ける。

1. 遺伝性腫瘍研修施設の申請資格

規則第 22 条に定める遺伝性腫瘍研修施設の認定は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) (暫定)指導医が 1 名以上いること。(2027 年度より、暫定遺伝性腫瘍指導医の資格は廃止され、暫定指導医による研修施設の認定資格は失われる。)
- (2) 到達目標に掲げる能力が取得でき、遺伝性腫瘍の医療に関する臨床研修が可能であること。
- (3) 遺伝性腫瘍に関する医療を年間 5 例以上提供していること。
- (4) 専門外来として遺伝性腫瘍の医療に関する外来を開設していることが望ましい。

2. 遺伝性腫瘍研修施設の申請手続

遺伝性腫瘍研修施設の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる書類を添えて、制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 遺伝性腫瘍研修施設認定申請書
- (2) 遺伝性腫瘍の研修指導體制
- (3) 遺伝性腫瘍に関する診療経験症例数

3. 遺伝性腫瘍研修施設の認定

制度小委員会において審議し、遺伝性腫瘍研修施設としてふさわしいと認めた施設を日本遺伝性腫瘍学会理事会に推薦し、日本遺伝性腫瘍学会理事長が遺伝性腫瘍研修施設に認定する。

4. 遺伝性腫瘍研修施設の認定取り消し

遺伝性腫瘍研修施設として認定された施設が次の各号の一つ以上に該当するとき、制度小委員会は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき。
- (2) 規則第22条、規則第23条に関連する事項に、事実と重大な相違が認められるとき。
- (3) 細則第22条の研修指導體制変更手続が適切に行われなかったとき。
- (4) 指導医が引き続き 6 ヶ月以上、不在のとき。
(在籍していても、何らかの理由で指導医が対面指導できない場合は、不在とみなす)
- (5) 日本遺伝性腫瘍学会理事会が研修施設としてふさわしくないと認めたとき。

5. 申請受付期間

年間を通して、随時受け付ける。

附則

2017年4月26日 制定

2019年6月13日 学会名称変更に伴い改定

2021年10月15日 改定